

8 資料

(1) 福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱

(目 的)

第1 この実施要綱は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付について」(平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知)の別紙に定める「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成28年3月7日付け雇児発0307第8号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、適正な貸付業務に資するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)の貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行うものとする。

2 県社協は、資金の貸付事務を処理するにあたり、福島県から必要な指導・助言を受けるとともに、緊密な連携を図るものとする。

(貸付対象者)

第3 訓練促進資金の貸付対象者は、福島県又は福島県内各市が実施する高等職業訓練促進給付金(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受ける者であり、かつ、福島県内に住民登録をしている者であって、養成機関の課程を修了後、福島県内において第12第1項(1)に規定する業務に従事しようとする者とする。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第4 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸付ける入学準備金、及び養成機関の課程を修了し資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第5 訓練促進資金は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 訓練促進資金の貸付利子は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。

(連帯保証人)

第6 第5の2の保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとし、その保証債務は、第17の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 貸付けを受けた者は、連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届(様式6)を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付の申請)

第7 第4に規定する訓練促進資金のうち、入学準備金の貸付けを申請しようとする者は、市に居住する者にあつては当該市長(以下「市長」という。)に、また、町村に居住する者にあつては福島県知事(以下「知事」という。)に次の書類を提出するものとする。なお、貸付けを申請しようとする者は、市長又は知事へ事前に相談するものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1)
- (2) 世帯全員の記載のある住民票謄本
- (3) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- (4) 養成機関の入学・在学を証明する書類(合格決定通知の写し、在学証明書の写し等)
- (5) 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類(源泉徴収票の写し又は課税証明書)

(6) その他県社協会長が必要と認める書類

2 第4に規定する訓練促進資金のうち、就職準備金の貸付けを申請しようとする者は、県社協会長へ次の書類を提出するものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1)
- (2) 世帯全員の記載のある住民票謄本
- (3) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- (4) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類(修了証書等の写し又は様式9)
- (5) 資格を取得したことを証明する書類(様式10と免許証等の写し)
- (6) 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類(源泉徴収票の写し又は課税証明書)
- (7) その他県社協会長が必要と認める書類

3 市長及び知事は、第1項による申請があった場合には、貸付申請書及びその他関係書類の添付状況や記載事項の有無等を審査した後、県社協会長へ送付するものとする。

なお、補正が必要となった場合は、申請者へ補正を求め、補正完了後、県社協会長へ送付するものとする。

4 訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年である場合には、法定代理人が同意する旨を記した書類を提出すること。

(審査及び決定)

第8 県社協会長は、申請者から提出があった書類を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果をひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(承認・不承認)決定通知書(様式2)により、申請者に通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第9 第8により訓練促進資金の貸付けの決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書(様式3)
- (2) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金口座(申込・変更)申請書(様式4)
- (4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に伴う個人情報の取扱(同意書)(様式5)
- (5) その他県社協会長が必要と認める書類

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、訓練促進資金の貸付を辞退したものとみなす。

(訓練促進資金の交付)

第10 県社協会長は、第9により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る訓練促進資金を一括交付するものとする。

2 訓練促進資金は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金口座(申込・変更)申請書(様式4)により申出があった口座に振込により送金するものとする。

(貸付契約の解除)

第11 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 高等職業訓練の養成機関を退学したとき。
- (2) 養成機関在学中に再婚した場合。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
- (5) 訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) 訓練促進資金の貸付の辞退を申し出たとき。
- (7) 虚偽その他不正な方法により訓練促進資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (8) 死亡したとき。
- (9) その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の免除)

第12 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関の課程を終了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、福島県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- (2) 借受人が前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡又は障がいにより、貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務額の全部又は一部。
- (3) 前項(1)に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部。

- 3 前項については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第 12 第 1 項(1)及び第 14 第 1 項(2)に規定する「養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第 13 借受人は、第 12 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは法定代理人のほか、連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書 (様式 12)
- (2) 現況報告書 (様式 11)

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請結果通知書 (様式 13) により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還)

第 14 借受人が、次の各号の一に該当する場合 (災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。) には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた訓練促進資金を一括又は月賦による均等払 (端数が生じる場合には初回の返還金に上乘せする。) により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 借受人が養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に第 12 第 1 項(1)の業務に従事しなかったとき。
- (3) 訓練促進資金の貸し付けを受けた者が第 12 第 1 項(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 訓練促進資金の返還は、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、5 年を上限として返還しなければならない。

- 3 虚偽その他不正な方法により訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになったときは、借受者は、貸付を受けた訓練促進資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 訓練促進資金の返還期間中に虚偽その他不正な方法により訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになったときは、借受者は期限の利益を喪失し、直ちに返還残額を一括して返還しなければならない。
- 5 借受人が第1項に該当するに至ったときは、その日から14日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書(様式14)を県社協会長に提出しなければならない。
- 6 県社協会長は、前項の返還計画に基づき、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還通知書(様式15)により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第15 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関の課程を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 第12第1項(1)に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第16 借受人は、第15に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは法定代理人のほか、連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書(様式16)
- (2) やむを得ない事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請結果通知書(様式17)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(延滞利子)

第 17 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出義務)

第 18 借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 訓練促進資金の送金口座を変更するとき。(様式 4)
- (2) 氏名、住所、連絡先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 6)
- (3) 退職又は休職したとき。(様式 11)
- (4) 修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(様式 11)
- (5) 高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき又は養成機関を休学、停学、退学、復学したとき。(様式 7)
- (6) 養成機関の課程を修了したとき。(修了証書等の写し又は様式 9)
- (7) 資格を取得したとき。(様式 10 と免許証等の写し)
- (8) 就職したとき。(様式 11)
- (9) 勤務先を変更したとき。(様式 6 及び様式 11)
- (10) 訓練促進資金の貸付を辞退するとき。(様式 8)
- (11) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 6)

2 借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次の(1)については毎年度 7 月、10 月、1 月、4 月の 4 回、それぞれ当該月の 14 日までに、また、(2)については毎年度 4 月 1 日現在の状況について、4 月 14 日までに、県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 養成機関に在学中は出席状況報告書(高等職業訓練促進給付金の報告に使用したものの写し)
- (2) 養成機関を卒業した後は現況報告書(様式 11)

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届(様式 6)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

- 第 19 県社協会長は、第 18 に定める書類のほか、借受人及び連帯保証人に対し、訓練促進資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとし、借受人及び連帯保証人はこれに応じなければならない。
- 2 借受人は、居住する自治体のひとり親家庭支援担当課、福島県保健福祉事務所、福島県母子家庭等就業・自立支援センター等による就職支援、生活支援等により、経済的、社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 3 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 訓練促進資金の貸付については、第 3 の規定に加え、平成 28 年 1 月 20 日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた者で養成機関を修了する者、養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する者を対象とする。

附 則

- この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。